

分会情報

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会
No.166 2016.12.21
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

「申し入れ」会社は審理拒否！！

2016年11月15日、支社会議室において、組合側幹事と会社側幹事による「仕業検査における『作業実績書』の記入方法の変更に関する申し入れ」の事前審理を行いました。しかし、会社は「付議事項ではないので開催しない」と拒否してきました。申し入れの内容は下記の通りです。

1. 「仕業申告の丸囲み」及び「検査日」の記入を班長から作業者に変更した理由は何か明らかにすること。
2. 「仕業申告の丸囲み」及び「検査日」の記入方法について文章化したものがあるのか明らかにすること。

嘘ばかり！現場で周知したことなどない！！ 高橋科長、一人だけが悪いのか！！

組合：周知したのはいつの事か。

会社：今年に入ってからである。

組合：午前中社員が聞きに行った時には、高橋科長は作業実績書の記入は班長であると言っている。

会社：会社もそのように聞いているが、それは間違いである。

組合：夕方になって訂正しているが、それまでは高橋科長も班長であると思っただけなのである。

会社：高橋科長本人がどういう意味を持って間違えていたか知らないが、言葉だけ捉えればそういう事である。

組合：周知したものは、掲示で周知しただけで社員には説明をしたのか。

会社：説明したかは把握はしてないが、周知はしている。

組合：今回、10月7日に言い出したのは、10月6日に島津さんの本人訴訟の裁判が影響しているのではないか。

会社：そういうことはない。少なくとも社員から聞かれれば、答えただけである。

組合：変更した後に、再周知なる掲示を出したのか。

会社：聞いていないが、再周知する必要はない。

組合：「仕業申告の丸囲み」及び「検査日」の記入方法について文章化したものがあるのか。

会社：今はない。

会社は何とか誤魔化そうとするが、裁判翌日から作業実績書が変更したことをどう説明するのですか？！！